

廿日市市戦後 80 年非核平和事業ロゴマーク使用要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、廿日市市戦後 80 年非核平和事業ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第 2 条 ロゴマークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市民、各種団体、企業等が実施するイベントの P R 素材や各種印刷物等に対し、使用できるものとする。

- (1) 廿日市市（以下「市」という。）の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 営利を主たる目的とした利用と認めるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (6) 廿日市市暴力団排除条例（平成 24 年 3 月廿日市市条例第 2 号）に規定する暴力団及び暴力団若しくは暴力団員の威圧を利用し、又は暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認めるとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(使用申込)

第 4 条 ロゴマークを使用しようとする者（以下「申込者」という。）は、廿日市市戦後 80 年非核平和事業ロゴマーク使用申込書（別記様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 市が使用するとき。

- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する時。
- (3) 前号に掲げるもののほか、市長が申込を要しないと認める時。

(使用開始)

第5条 市長は、前条の規定による申込を受けた場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合に、ロゴマークの使用を認めるものとする。

- (1) 戦後80年非核平和事業に相応しい内容と認められる場合
- (2) その他、市長が適当であると認める場合

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定し、廿日市市戦後80年非核平和事業ロゴマーク使用承認（不承認）決定通知書（別記様式第2号）により申込者へ通知する。

3 申込者は、この要領を遵守の上、ロゴマークを使用する。

(使用期限)

第6条 ロゴマークの使用期限は、令和8年3月31日までとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承諾後の変更)

第8条 第5条の使用承諾を受けた使用者は、当該使用を中止し、又はその内容を変更しようとするときは、速やかに廿日市市戦後80年非核平和事業ロゴマーク使用に係る内容変更等申込書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、掲出・配布場所や数量等に関する軽微な変更については、この限りではない。

(成果品の提出)

第9条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、ロゴマークを使用して作成した成果品（以下「成果品」という。）の完成後、速やかに、廿日市市戦後80年非核平和事業ロゴマーク使用報告書（別記様式第4号）に必要な資料を添付し、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第10条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申し込んだ内容及び目的のみに使用すること。
- (2) 使用の権利を第三者に譲渡、又は転貸しないこと。

- (3) ロゴマークの図柄（色、縦横比）を改変等して使用しないこと。
- (4) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（使用の中止）

第 1 1 条 市長は、使用者が次の各号にいずれかに該当すると認めるときは、使用の中止を命じることができる。

- (1) この要領に違反したとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

2 市長は、第 1 項の規定により使用の中止を命じたときには、その使用者に対して、当該成果品の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第 1 2 条 市長は、前条の規定により使用者が受けた損害については、賠償の責任を負わないものとする。

2 使用者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（その他）

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（要領の失効）

2 この要領は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）



様式第 1 号（第 4 条関係）

廿日市市戦後 8 0 年非核平和事業ロゴマーク使用申込書

年 月 日

廿日市市長様

申込者 〃

住所（所在地）

氏名（名称）

代表者職氏名

担当者氏名

電話番号

廿日市市戦後 8 0 年非核平和事業ロゴマーク使用要領、その他法令を
遵守のうえ、つぎのとおり申し込みます。

- 1 使用の目的
- 2 作成する成果物、掲出・配布場所、数量（概数で可）
- 3 使用期間

様式第 2 号（第 5 条関係）

廿日市市戦後 8 0 年非核平和事業ロゴマーク
使用承認（不承認）決定通知書

廿令 7 - 第 号
令和 年 月 日

様

廿 日 市 市 長

年 月 日付けで申込みのあった廿日市市戦後 8 0 年非
核平和事業ロゴマークの使用について、承認する（承認しない）ので通
知します。

※ 不承認の理由

様式第3号（第8条関係）

廿日市市戦後80年非核平和事業ロゴマーク使用に係る
内容変更等申出書

年 月 日

廿日市市長様

使用者 〳
住所（所在地）
氏名（名称）
代表者職氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付け廿令7ー第 号で承認を受けた
ロゴマークの使用について、次のとおり申し出ます。

☐ 使用を取りやめます。

☐ 次のとおり、申込内容を変更します。

変更事項	変更前	変更後
作成する成果物、 掲出・配布場所、 数量		
使用期間		
その他		

※ □欄の該当箇所に、✓を記入してください。

様式第4号（第9条関係）

廿日市市戦後80年非核平和事業ロゴマーク使用報告書

年 月 日

廿日市市長様

使用者 氏名
住所（所在地）
氏名（名称）
代表者職氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付け廿令7ー第 号で承認を受けた
ロゴマークを使用して作成した成果品は、次のとおりです。

- 1 作成した成果物、掲出・配布場所、数量
- 2 使用期間

※ 成果品が印刷物の場合は、1部添付してください。